

三又は四の共同

八百六十円

共五以上の共同

五百七十円

同表、同類、第六 装置料の二中「増設電話機」を「増設機械」に改める。四百二十円

同表、同類、第九 臨時電話に関する料金の三を削る。

同表、同類の第九の次に次のように加える

第十 臨時増設機械に関する料金

一 装置料共同

実費

八百六十四円

二 附加使用料

(一) 電話機

一箇ごとに

(一)の使用期間ごとに四十円
四百八十円

(二) 附属交換機

実費

同表、第四類 専用電話に関する料金、第一 市内専用電話料の五の次に次のように加える。

六 特殊装置の専用料

附 則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

実費

理由

電信に関する料金中国際放送電報料を引き上げるとともに、多数共同電話に関する料金を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Bill for Partial Amendments to Mail Law

A part of the Mail Law (Law No. 165 of 1947) shall be amended as follows:

In Article 57, "air mail", shall be added next to "special delivery."

The following one Article shall be added next to Article 60:

Article 60-(2). (Air Mail)

In the air mail service mail matter shall be transported by air route. However, the mail matter shall be transported by other fastest service of transmission, in case the arrival at destination of such mail matter is considered as delayed due to non-flight or any other reasons.

The Minister of Postal Services is authorized to designate the section, date and time at which mail matter shall be transported by air route, and shall make public by notification to that effect.

The air mail service shall be given to letter mail which can be conveyed by air route for the whole or part of transmission section.

The air mail fees (including the fee provided for in Article 21, Paragraph 2, Article 22, Paragraph 2, Article 23, Paragraph 4, Article 26, Paragraph 2, or Article 27, Paragraph 2) shall be fixed as follows:

- | | |
|---|--------|
| 1 The first-class mail matter | |
| For each 20 grams in weight or fraction thereof | 20 Yen |
| 2 The second-class mail matter | |
| Single post cards | 10 Yen |
| Reply-paid post cards | 20 Yen |
| 3 The third, fourth or fifth-class mail matter | |
| For each 20 grams in weight or fraction thereof | 15 Yen |

Supplementary Provisions:

The date for enforcement of this Law shall be fixed by Cabinet Order. However, the date shall not be later than January 1, 1952.

Reason for Amendments:

It is necessary to amend a part of the Mail Law, in order to establish a domestic air mail system in line with the forthcoming inauguration in Japan of internal air service. Such is the reason why the present Amendment Bill is submitted.

Bill for Partial Amendments to the Ministry of Labor
Establishment Law for Adjustment of Councils, etc.

審議会等の整理のための労働省設置法の一部を
改正する法律案

審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項の表中労働教育審議会の項を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 労働教育審議会令(昭和二十四年政令第二百十五号)は、廃止する。

理由

労働省の附属機関である労働教育審議会を整理するため、労働省設置法の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

審議会等の整理のための労働省設置法の一部を
改正する法律案

宛
記

審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項の表中労働教育審議会の項を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 労働教育審議会令(昭和二十四年政令第二百十五号)は、廃止する。

理由

労働省の附属機関である労働教育審議会を整理するため、労働省設置法の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Bill concerning Sales of Important Goods

緊要物資の賣拂に關する法律案

緊要物資の賣拂に關する法律案

（前略）
輸入人並に特別会計法（昭和二十六年法律第五十八号）第四條第一項の規定により額を算定し、輸入税額を算定して取掛する物資であつて、政令で定めるものは、時価よりも低い対価で売り買ひがなされることとなる。但し、その対価は、当該物資の買入代金及び当該物資に係る輸入税額、運賃料、取扱費その他の諸費の合計額を以つてはならざらる。

この法律は、公布の日から起算する六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

緊要物資の売拂に関する法律

緊要物資輸入基金特別会計法（昭和二十六年法律第五十八号）第四條第一項の規定により国が緊要物資輸入基金を運用して取得する物資であつて、政令で定めるものは、時価よりも低い対価で売り拂うことができる。但し、その対価は、当該物資の買入代金及び当該物資に係る輸入諸掛、保管料事務取扱費その他の諸掛の合計額を下つてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

特殊需要の充足を円滑ならしめるため、国が緊要物資輸入基金を運用して取得する物資を、時価よりも低い対価で売り拂うことができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

*Bill for Partial Amendments to the Law
concerning Foreign Insurers*

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する
法律案

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律

外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保険事業」の下に「（売買、雇用、請負その他の契約に基く債務の履行に關し生ずることあるべき債権者の損害をこみ補することを債務者に対し約し、債務者よりその報酬を收受する事業を含む。以下同じ。）」を加える。

第十条第二項中「第四百七十九條第二項」を「第四百七十九條第三項」に改める。

第二十九條中「（支店閉鎖命令）」を「（營業所閉鎖命令）」に改める。

第三十三條中「第百三十五條ノ九第ニ項」を「第百三十五條ノ九第ニ項」に

「及」第百三條から第百五條まで」を「、第百四條及び第百五條」に

「（商事非訟事件の登記関係）」を「（商事非訟事件及び登記関係）」に改める。

第三十四條中「五千円以下の罰金に処する。」を「三年以下の懲役若しくは三

十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」に改める。

第三十五条第一項に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するに努めその業務につき相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。
第三十条中「五十円」を「三十万円」に改める。

附則

- 一、この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）施行の日から施行する。但し、第一条の改正規定は、公称の日から施行する。
- 二、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

外国保険事業者に関する法律の実施の経路にみれば、新たに外国保険事業者が日本において営む保証保険事業を保険事業として認め、且つ、罰則の強化を図るとともに、商法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

*Bill for Partial Amendments to the Law
concerning Foreign Insurers*

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する
法律案

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律

外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保険事業」の下に「（売買、雇用、請負その他の契約に基く債務の履行に關し生ずることあるべき債権者の損害をこゝ補することを債務者に対し約し、債務者よりその報酬を收受する事業を含む。以下同じ。）」を加える。

第十条第二項中「第四百七十九條第二項」を「第四百七十九條第三項」に改める。

第二十九條中「（支店閉鎖命令）」を「（營業所閉鎖命令）」に改める。

第三十三條中「第百三十五條ノ九第ニ項」を「第百三十五條ノ九第ニ項」に、

及「第二百三條から第二百五條まで」を「、第二百四條及び第二百五條」に、

「（商事非訟事件の登記関係）」を「（商事非訟事件及び登記関係）」に改める。

第三十四條中「五千円以下の罰金に処する。」を「三年以下の懲役若しくは三

十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。に改める。

第三十五条第一項に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するにためその業務につき相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第三十五条中「五万円」を「三十万円」に改める。

附則

一 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）

施行の日から施行する。但し、第一条の改正規定は、公算の日から施行する。

二 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

外国保険事業者に関する法律の実施の経路にみれば、新たに外国保険事業者が日本において営む保証保険事業を保険事業として認め、且つ、罰則の強化を図るとともに、商法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Bill for Partial Amendments to Mail Law

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五十七條中「速達、」の下に「航空郵便、」を加える。

第六十條の次に次の一條を加える。

第六十條の二(航空郵便) 航空郵便の取扱においては、当該郵便物を航空路により運送する。

但し、欠航その他の事由により到達が遅延すると認められるときは、他の最もすみやかな運送便により運送する。

郵政大臣は、郵便物を航空路により運送する区間及び日時を定めて公告しなければならな

い。

航空郵便の取扱は、運送区間の全部又は一部を航空路により運送することのできる通常郵便

物につき、これをするものとする。

航空郵便物の料金（第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第四項、第二十六条

第二項又は第二十七條第二項の規定による料金を含む。）は、左の通りとする。

一 第一種郵便物

重量二十グラム又はその端数ごとに 二十円

二 第二種郵便物

通常葉書 十円

往復葉書 二十円

三 第三種郵便物、第四種郵便物及び第五種郵便物

重量二十グラム又はその端数ごとに 十五円

附則

この法律の施行期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十七年一月一日以前でなければならぬ。

理由

国内航空の開設に伴い、国内航空郵便制度を設けるため、郵便法の一部を改正する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

Law for Partial Amendments to the
Special Taxation Measures Law

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「設ける。」を「設け、並びに資産再評価法の特例を設ける。」に改める。

第十一條の次に次の四條を加える。

第十二條 資産再評価法第三條に規定する基準日(以下基準日という。)において個人の有する漁

業権、入漁権又は漁業権を目的とする賃借権若しくは使用貸借による借主の権利が漁業法施行

法第一條の規定により消滅した場合には、これらの権利を資産再評価法第八條第二項に

規定する資産とみなし、これらの権利の消滅を当該資産の譲渡とみなして同法の規定を適用す

る。

前項に規定する資産について資産再評価法第八條第二項の規定により行われたものとみなさ

れた再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、前項に規定する個人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第十三條 基準日において法人の有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする賃借権若しくは使用貸借による借主の権利については、当該法人は、これらの資産について、基準日に帳簿価額があると否とにかかわらず、又、資産再評価法第六條第一項の規定による再評価を行つたときと否とにかかわらず、同法第十三條の二第一項の規定による再評価を行うことができるものとする。

前項に規定する資産について法人が資産再評価法第十三條の二第一項の規定により行う再評価の再評価額の限度額は、同法の規定にかかわらず、当該法人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第一項に規定する資産のうち基準日に帳簿価額がないもの（資産再評価法第七條各号に掲げ

る資産を除く。〕について法人が同法第十三條の二第一項の規定により行つた再評価の再評価差額は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

第一項に規定する資産について資産再評価法第十三條の二第一項の規定により再評価を行つた法人が、漁業法施行法第十六條に規定する漁業権証券をもつて同法第九條の規定による補償金の交付を受けた場合においては、当該漁業権証券に附すべき帳簿価額は、当該資産の再評価額に当該漁業権証券の額面金額のその交付を受けた漁業権証券の額面金額の合計額に対する割合を乗じて算出した金額による。

前項の場合において、法人が当該資産について再評価日以後減価償却を行つたとき又は当該補償金として漁業権証券と金銭との交付を受けたときにおいては、同項の帳簿価額の基礎となるべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額からそれぞれ当該資産の減価償却額に相当する額又は当該金銭の額を控除した額による。

第十四條 基準日において個人の有する土地、土地の上に存する権利、立木、家屋又は土地の上に存するその他の物件（以下土地等という。）が河川法、土地收用法、都市計画法、道路法、不良住宅地区改良法、水防法、土地改良法又は命令で指定するその他の法令（以下土地收用法等という。）の規定に基づき收用された場合においては、当該土地等につき資産再評価法第八條第二項又は第九條第一項の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、当該土地等の收用に因り交付を受けるべき補償金の額（当該收用を受けた資産が所得税法第十條の六に規定する資産である場合には、資産再評価法第四十二條第四項本文に規定する減価の価額を加算した金額）とする。

前項の補償金の額は、名義のいかんにかかわらず、土地等の收用の対価たる金額をいうものとし、收用に際して交付を受ける移転料その他当該土地等の收用の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

第十五條 基準日において法人の有する土地等が土地收用法等の規定に基き收用された場合にお

いては、当該法人は、当該土地等について、基準日に帳簿価額があるか否とにかかわらず、又、

資産再評価法の規定により再評価を行つたと否とにかかわらず、当該收用の日の属する事業年

度開始の日現在において再評価を行うことができる。前項第四十五條の二第一項の規定による

前項の規定による再評価については、これを資産再評価法第十三條の二第一項の規定による

再評価とみなして同法の規定を適用する。但し、左の各号に掲げる事項については、当該各号

に定めるところによる。

一 前項の規定による再評価の再評価額の限度額は、資産再評価法の規定にかかわらず、当該

法人が当該土地等の收用に因り交付を受けるべき補償金の額とする。同法第二項第二号第十

二 当該土地等について資産再評価法第四十條第二項各号の一に該当する事由があり、且つ、

当該土地等について同法の規定により再評価を行つた場合において同項の規定により帳簿価

額に加算された金額がある場合における前項の規定による再評価の再評価差額については、当該各号に掲げる金額からその加算された金額を控除した金額を当該再評価の再評価日の直前における当該土地等の帳簿価額に加算した金額をもつて当該土地等の同條第一項に規定する帳簿価額とみなして、同項の規定を適用する。

三 当該土地等のうち基準日に帳簿価額がないもの（資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。）について前項の規定により行つた再評価の再評価差額については、第十三條第三項の規定を準用する。

四 前項の規定による再評価を行つた法人が資産再評価法第四十五條の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該再評価の再評価日を含む事業年度の終了の日から二月以内とする。

前條第二項の規定は、前項第一号の補償金の額について、これを準用する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の租税特別措置法第十四條及び第十五條の規定は、昭和二十六年一月一日以後土地等の収用があつた場合について適用する。
- 3 法人が昭和二十六年一月一日からこの法律施行前に終了した事業年度の終了の日までの間に
おいて土地収用法等の規定に基き収用を受けた土地等については、当該法人が資産再評価法第四十五條の
條第一項の規定により再評価を行つた場合においては、当該法人が資産再評価法第四十五條の
二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、改正後の租税特別措置法第十五條第二
項第四号の規定にかかわらず、この法律施行の日から二月以内とする。

理由

漁業権制度の改正に伴い漁業権等が消滅する場合に交付を受ける補償金及び土地收用法その他特別の法令に基き土地等を收用される場合に交付を受ける補償金に対する所得税及び法人税を軽減するため、資産再評価法の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Bill for Temporary Measures for the Charge
of Cost of Telephone Installation

電
話
設
備
費
負
担
臨
時
措
置
法
案

電話設備費負担臨時措置法

(加入申込の場合の負担)

第一條 加入電話(三十日以内の加入期間を指定して加入申込をするものを除く。)の加入申込を

した者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間に加入
申込の承諾の通知を発したときは、電気通信大臣が定める期日までに、加入電話及び電話取扱

局の種類ごとに三万円以内において政令で定める額を支拂わなければならない。

2 前項の加入申込をした者が同項の規定による支拂をしないときは、加入申込の承諾は、その

効力を失う。

第二條 電気通信大臣は、前條第一項の規定による支拂があつた加入電話に係る加入契約が加入

電話の設置の日から五年以内にその効力を失つたときは、同項の規定により支拂つた額を同項

の規定による支拂をした者又はその承継人に支拂わなければならない。この法律の施行の際現に戦災により滅失している加入電話の加入者は、電気通信大臣が（戦災電話の復旧の場合の負担）

第三條 この法律の施行の際現に戦災により滅失している加入電話の加入者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間にその加入電話の復旧工事を完了したときは、電気通信大臣が定める期日までに、第一條第一項の政令で定める額を支拂わなければならない。

2 前項の加入者が同項の規定による支拂をしないときは、電気通信大臣は、同項の加入電話に係る加入契約を解除することができる。

第四條 電気通信大臣は、前條第一項の加入電話であつて、同項の規定による支拂があつたものに係る加入契約がその効力を失つたときは、同項の規定により支拂つた額を加入契約が効力を失つた際における加入者に支拂わなければならない。

(増設機械の設置の場合の負担)

第五條 加入電話の増設機械たる交換機又は電話機（三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。以下單に「増設機械」という。）の設置の請求をした加入者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を發したときは、電気通信大臣が定める期日までに、設備の種類ごとにその設置に通常要する費用の額以内において政令で定める額を支拂わなければならない。但し、加入者が所有する増設機械については、この限りでない。

2 前項の加入者が同項の規定による支拂をしなるときは、電気通信大臣は、同項の請求に応じないものとする。

第六條 電気通信大臣は、前條第一項の規定による支拂があつた増設機械が設置の日から十年以内左の各号の一に該当するに至つたときは、同項の規定により支拂つた額から、その設置の

日からその増設機械が左の各号の一に該当するに至つた日までの期間（その期間に六箇月未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、六箇月以上一年未満の端数があるときは、その端数を一年として計算する。以下同じ。）一年につき同項の規定により支拂つた額の十分の一に相当する額を控除した額を、その増設機械が左の各号の一に該当するに至つた際における加入者又はその承継人に支拂わなければならない。

一 加入者がその使用を廃止したとき。

二 加入者がその設置の請求を取り消したとき。

三 電気通信大臣がその使用を禁止したとき。

2 前項の場合において、同項各号の一に該当するに至つた増設機械が前條第一項の規定による支拂があつた増設機械の一部であるときは、前項の規定により支拂うべき額は、前條第一項の規定により支拂つた額のうちその増設機械の一部に係る額から、その設置された日からその増

設機械が前項各号の一に該当するに至つた日までの期間一年につきその額の十分の一に相当する額を控除した額とする。

3 前二項の規定の適用については、同一の加入回線に設置された増設機械であつて、設置の日が同一であるものは、一の増設機械とみなす。

4 電気通信大臣は、第一項の場合において、その増設機械のうち共電式複式又は自動式の交換機については、その交換機を引き続きその設置の場所で使用することができないときは、その撤去に要する費用の額を同項の規定により支拂わなければならない額から控除する。

(適用除外)

第七條 この法律の規定は、国の機関の加入申込又は加入電話若しくは増設機械には、適用しない。

附則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

理由

電話の設備に要する資金の不足を補うため、加入電話又は増設機械の設置に要する費用の一部を、加入申込をした者又は加入者に臨時に負担させることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Bill for Temporary Measures for the Charge
of Cost of Telephone Installation

電
話
設
備
費
負
担
臨
時
措
置
法
案

電話設備費負担臨時措置法

(加入申込の場合の負担)

第一條 加入電話(三十日以内の加入期間を指定して加入申込をするものを除く。)の加入申込を

した者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間に加入

申込の承諾の通知を発したときは、電気通信大臣が定める期日までに、加入電話及び電話取扱

局の種類ごとに三万円以内において政令で定める額を支拂わなければならない。

2 前項の加入申込をした者が同項の規定による支拂をしないときは、加入申込の承諾は、その

効力を失う。

第二條 電気通信大臣は、前條第一項の規定による支拂があつた加入電話に係る加入契約が加入

電話の設置の日から五年以内はその効力を失つたときは、同項の規定により支拂つた額を同項

の規定による支拂をした者又はその承継人に支拂わなければならない。

（戦災電話の復旧の場合の負担）

第三條 この法律の施行の際現に戦災により滅失している加入電話の加入者は、電気通信大臣が

この法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間にその加入電話の復旧工事を完了

したときは、電気通信大臣が定める期日までに、第一條第一項の政令で定める額を支拂わなけ

ればならない。

2 前項の加入者が同項の規定による支拂をしないときは、電気通信大臣は、同項の加入電話に

係る加入契約を解除することができる。

第四條 電気通信大臣は、前條第一項の加入電話であつて、同項の規定による支拂があつたもの

に係る加入契約がその効力を失つたときは、同項の規定により支拂つた額を加入契約が効力を

失つた際における加入者に支拂わなければならない。

(増設機械の設置の場合の負担)

第五條 加入電話の増設機械たる交換機又は電話機（三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。以下單に「増設機械」という。）の設置の請求をした加入者は、電気通信大臣がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を發したときは、電気通信大臣が定める期日までに、設備の種類ごとにその設置に通常要する費用の額以内において政令で定める額を支拂わなければならない。但し、加入者が所有する増設機械については、この限りでない。

2 前項の加入者が同項の規定による支拂をしなるときは、電気通信大臣は、同項の請求に応じないものとする。

第六條 電気通信大臣は、前條第一項の規定による支拂があつた増設機械が設置の日から十年以内左の各号の一に該当するに至つたときは、同項の規定により支拂つた額から、その設置の

日からその増設機械が左の各号の一に該当するに至つた日までの期間（その期間に六箇月未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、六箇月以上一年未満の端数があるときは、その端数を一年として計算する。以下同じ。）一年につき同項の規定により支拂つた額の十分の一に相当する額を控除した額を、その増設機械が左の各号の一に該当するに至つた際における加入者又はその承継人に支拂わなければならない。

- 一 加入者がその使用を廃止したとき。
 - 二 加入者がその設置の請求を取り消したとき。
 - 三 電気通信大臣がその使用を禁止したとき。
- 2 前項の場合において、同項各号の一に該当するに至つた増設機械が前條第一項の規定による支拂があつた増設機械の一部であるときは、前項の規定により支拂うべき額は、前條第一項の規定により支拂つた額のうちその増設機械の一部に係る額から、その設置された日からその増

設機械が前項各号の一に該当するに至つた日までの期間一年につきその額の十分の一に相当する額を控除した額とする。

3 前二項の規定の適用については、同一の加入回線に設置された増設機械であつて、設置の日が同一であるものは、一の増設機械とみなす。

4 電気通信大臣は、第一項の場合において、その増設機械のうち共電式複式又は自動式の交換機については、その交換機を引き続きその設置の場所で使用することができないときは、その撤去に要する費用の額を同項の規定により支拂わなければならない額から控除する。

(適用除外)

第七條 この法律の規定は、国の機関の加入申込又は加入電話若しくは増設機械には、適用しない。

附 則

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

理由

電話の設備に要する資金の不足を補うため、加入電話又は増設機械の設置に要する費用の一部を、加入申込をした者又は加入者に臨時に負担させることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部
を改正する法律案

Bill for Partial Amendments to the Ministry
of Finance Establishment Law, Etc.
for Adjustment of Councils, Etc.

審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律

(大蔵省設置法の一部改正)

第一條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項の表中特別融通損失審査会、産業設備営団損失審査会、国民更生金庫損失審査会、復興金融審議会及び社寺境内地処分中央審査会の項を削り、中央特定契約審査会の項中

「中央特定契約審査会」を「特定契約審査会」に改める。

第十八條を次のように改める。

第十八條 削除

第三十九條第一項の表中財産審査会の項を削る。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 削除

附則第四項を附則第六項とし、附則第五項を附則第七項とし、附則第三項の次に次の二項を

加える。

4 昭和二十七年三月三十一日まで、本省の附属機関として左の表の上欄に掲げる機関を置

き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

種	目
社寺境内地処分中央審査会	大蔵大臣の諮問に応じて、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の譲與又は売却及びこれらに関する訴願について調査審議すること。

5 昭和二十七年三月三十一日まで、財務局の附属機関として左の表の上欄に掲げる機関を

置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

種	目
社寺境内地処分地方審査会	大蔵大臣の諮問に応じて、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の譲與又は売却及びこれらに関する訴願について調査審議すること。

(日本銀行特別融通及損失補償法の一部改正)

第二條 日本銀行特別融通及損失補償法(昭和二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を削る。

第五條第一項中「特別融通損失審査会」を「大蔵大臣」に改め、同條第二項を削る。

第六條中「第四條第一項」を「第四條」に改める。

(不動産融資及損失補償法の一部改正)

第三條 不動産融資及損失補償法(昭和七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

第七條中「日本銀行特別融通及損失補償法第五條」ノ特別融通損失審査会」を「大蔵大臣」に改め

る。

第八條中「第六條第一項」を「第六條」に改める。

(戦時金融金庫法の一部改正)

第四條(戦時金融金庫法(昭和十七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四條中「特別融通損失審査会」を「主務大臣」に改める。

(南方開発金庫法の一部改正)

第五條(南方開発金庫法(昭和十七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項を削る。

第三十八條中「特別融通損失審査会」を「主務大臣」に改める。

(産業設備営団法の一部改正)

第六條 産業設備営団法(昭和十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第三項を削る。

第四十條第一項中「産業設備営団損失審査会」を「政府」に改め、同條第二項を削る。

(国民更生金庫法の一部改正)

第七條 国民更生金庫法(昭和十六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

中第三十七條第三項を削る。

第三十八條第一項中「国民更生金庫損失審査会」を「主務大臣大蔵大臣ニ協議シテ」に改め、同條第二項を削る。

(復興金融金庫法の一部改正)

第八條 復興金融金庫法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改め、同條第三項を削る。

第四條第二項及び第五條第二項中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。

第十二條第一項中「復興金融審議会」の推薦に基いて、「を削り、同條第二項中「復興金融審議会」

を「主務大臣」に改める。

第十四條及び第十五條第三項中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。

第十六條を次のように改める。

第十六條 復興金融金庫は、資金の融通に関する条件その他業務の方法を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

第十七條第二項、第二十一條及び第二十五條中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。

第二十六條第一項中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改め、同條第二項を削り、同條第三項

中「第一項の規定による復興金融審議会」を「前項の規定による主務大臣」に、「第一項の統計書

類」を「同項の統計書類」に改める。

第二十七條中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。

第二十八條中「及び復興金融審議会」を削る。

第三十三條第一号中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。

(財産税法の一部改正)

第九條 財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項及び第三項中「財産調査会に諮問して、」を削り、同條第四項を削り、同條第五項中「前四項」を「前三項」に改め、「財産調査会に諮問して、」を削り、同條第六項中「前五項」を「前四項」に改め、同條第七項を削る。

第五十條中「第四十六條第四項に規定する場合には、」を「納税義務者が、第七十三條に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合においては、」に改める。

第五十二條第一項中「財産審査会に諮問して、」を削り、同條第二項を削る。

(日本専売公社法の一部改正)

第十條 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第五項を次のように改める。

5 委員長及び委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の後任の委員長及び補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(財政法の一部改正)

第十一條 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第五項を同條第七項とし、同條第四項の次に次の二項を加える。

5 学識又は経験のある者のうちから任命された審議会の委員の任期は、二年とする。但し、

欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項の審議会の委員は、再任されることができ。

(資産再評価法の一部改正)

第十二條 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項中「四十人以内」を「三十人以内」に改める。

第九十五條第三項を同條第五項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 学識若しくは経験のある者又は産業界を代表する者のうちから任命された資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の委員は、再任されることが出来る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした改正前の復興金融金庫法第三十三條第一号の規定に違反する行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際現に専売事業審議会の委員である者の任期は、改正後の日本専売公社法第九條第五項本文の規定にかかわらず、昭和二十六年五月二十日から起算して、大蔵大臣の定めるところにより、四人については二年、他の四人については一年とする。

4 この法律施行の際現に財政制度審議会の学識又は経験のある者のうちから任命された委員である者の任期は、この法律施行の日から起算するものとする。

六 全国資源再分配調査会及び地方資源再分配調査会の委員の任期は、二年とする。

七 半導体工業調整法の施行期日及び同法施行期日の定めるところによる。

八 第五條第三項と同法第三項の二項を改正する。

九 第十四條第一項中「四十人以内」を「三十人以内」と改定する。

十 第十二條「資源再分配法（昭和二十五年法律第百十号）の二條を次のように改定する。

理由

今回の審議会等の整理の一環として、審議会等の廃止、委員の定数の減少、委員の任期の短縮等を行うため関係法律の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

*Bill for Partial Amendments to the
Insurance Business Law*

保険業法の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律

保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「保険事業」の下に「（売買、雇傭、請負其ノ他ノ契約ニ基ク債務ノ履行ニ関シ生ズルコトアルベキ債権者ノ損害ヲ填補スルコトヲ債務者ニ対シ約シ債務者ヨリ其ノ報酬ヲ收受スル事業ヲ含ム以下同ジ）」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条ノ二 保険事業ヲ営ム株式会社ハ無額面株式ヲ発行スルコトヲ得ズ

第三十一条中「第二百八条第一項」を「第二百八条」に改める。

第三十二条第二項中「第七十一条第二項」を削る。

第三十九条第一項中「第一回」を削り、同条第三項中「第二百三十九条第三

項第四項、第二百四十条」を「第二百三十九条第三項第五項、第二百四十条第二

項」に、「及第二百四十七条乃至第二百五十三條」を「第二百四十七條乃至第

二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條」に改める。

第四十条第二項中第四号及び第五号を次のように改める。

四 代表取締役ノ氏名

五 教人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ

規定

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 第五十七条及商法第二百六十二条第四項ノ規定ハ相互会社ノ發起人

ニ之ヲ準用ス

第四十二条中「第五十七條乃至」を「第五十七條乃至第五十九條」に、「第

百六十六條第二項」を「第百六十六條第三項」に、「第百九十六條」を「第百九

十五條」に改め、同條但書を削る。

第五十三条第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

第五十四条 商法第二百三十條ノ二、第二百三十一條、第二百三十二條第一項

二項、第二百三十三條、第二百三十四條第一項、第二百三十五條、第二百三十八條、第二百三十九條第一項第三項乃至第五項、第二百四十條第二項、第二百四十二條、第二百四十四條、第二百四十五條乃至第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條ノ規定ハ相互會社ノ社員總會ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百三十九條第一項中發行済株式ノ総數ノ過半数ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ社員ノ過半数トシ同法第二百四十五條ニ於テ準用スル同法第二百四十五條第一項及同法第二百四十七條第一項中第三百四十三條トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トス

第五十五條 削除

第五十五條第一項中「及總會」を「並ニ總會及取締役會」ト改め、同條第二項中「附屬」の下に「又ハ騰写」を加ふる。

第五十七條から第五十二條までを次のように改める。

第五十七條 百分ノ三以上ノ社員ハ會社ニ對シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル

訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

商法第二百六十七條第二項乃至第五項及第二百六十八條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ前項ノ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ニ之ヲ準用ス

第五十八條 削除

第五十九條 削除

第六十條 商法第二百五十四條第一項第三項、第二百五十四條ノ二乃至第二百五十

六條、第二百五十七條第一項第三項第四項、第二百五十八條乃至第二百五十二條、

第二百五十五條乃至第二百五十六條ノ三及第二百五十九條乃至第二百七十二條ノ

規定ハ相互会社ノ取締役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百五十七條第三項中六月前ヨ

リ引續キ發行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ

百分ノ三以上ノ社員トシ同法第二百六十六條第一項第一号中第二百九十條第一項

トアルハ之ヲ保險業法第十四條第二項トシ商法第二百六十六條第五項中發行済

株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總數ノ三分ノ二以上ノ多數ト

カスルハ之ヲ發行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ノ多數トアルハ之ヲ保險業法

第十四條第二項トシ商法第二百六十六條第一項第一号中第二百九十條第一項

トアルハ之ヲ保險業法第十四條第二項トシ商法第二百六十六條第五項中發行済

株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總數ノ三分ノ二以上ノ多數ト

カスルハ之ヲ發行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ノ多數トアルハ之ヲ保險業法

第十四條第二項トシ商法第二百六十六條第一項第一号中第二百九十條第一項

シ同法第百七十二条中文月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第六十一条 削除

第六十二条 第五十七条並ニ商法第百五十四条第一項第三項、第百五十五条第

三項、第百五十七条第一項第三項第四項、第百五十八条、第百六十六条第

四項、第百六十六条ノ三、第百六十九条、第百七十条及第百七十三条乃

至第百七十八条ノ規定ハ相互会社ノ監査役ニ之ヲ準用ス但シ商法第百五十七

条第三項中文月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有ス

ル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第六十七条を次のように改める。

第六十七条 商法第百八十一条乃至第百八十四条、第百八十五条、第百九

十三条ノ五第一項第三項及第百九十五条ノ規定ハ相互会社ノ計算ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル商法第百九十三条ノ五第一項ノ附屬明細書ノ記載事項ハ命

今ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三條第一項中「第百五條」の下に「、第百六條、第百八條」を加える。

第七十七條を次のように改める。

第七十七條 第五十三條、第五十五條、第五十七條及第六十七條第二項並ニ商法第

百十條、第百二十三條乃至第百二十五條、第百二十八條、第百二十九條第二項

第百三十一條但書、第百三十四條、第百三十一條、第百三十八條、第百四

十四條第二項、第百四十七條、第百四十九條、第百五十四條第三項、第

百五十四條ノ二、第百五十八條乃至第百六十一條ノ二、第百六十五條乃至

第百六十九條ノ三、第百七十九條乃至第百七十二條、第百七十四條乃至

第百七十七條、第百七十八條、第百八十二條乃至第百八十四條、第百

九十三條ノ五第一項第三項、第百四十七條乃至第百四十九條、第百五十二條

第一項及第百二十七條乃至第百二十九條ノ規定ハ相互会社ノ清算ノ場合ニ之

ヲ準用ス但シ商法第百四十七條第一項中第百四十三條トアルハ之ヲ保險業法

第百二十四条第二項トシ商法第百二十五条第五項中発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ノ多数トアルハ之ヲ社員総数ノ三分ノ二以上ノ多数トシ同法第百七十二条中文月前ヨリ引継キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス
第百七十八条恒書を次のように改める。

但シ同法第百八十一条第一項及第百五十二条第一項中文月前ヨリ引継キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第百八十条に次の一項を加える。

商法第百八十八条ノ二第三号ノ規定ハ保険事業ヲ営ム株式会社ニハ之ヲ適用セズ

第百九十一条を次のように改める。

第百九十一条 削除

第百七条中「第三項」を削る。

第百三十二条第四項中「監査役又ハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ十分ノ一以上ニ当ル株主若ハ十分ノ一以上ニ当ル社員」ヲ「文月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ百分ノ三以上ノ社員」ニ改める。

第百三十八条中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」ヲ「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」ニ改める。

第百三十九条第一項中「、第二百七十条第一項若ハ第二百七十二条第一項」ヲ「若ハ第二百七十条第一項」ニ改め、同条第二項中「、第二百七十条第一項若ハ第二百七十二条第一項」ヲ「若ハ第二百七十条第一項」ニ改める。

第百四十条及ハ第百四十二条中「五千円」ヲ「三十万円」ニ改める。

第百四十四条第一項中「三千円」ヲ「二十万円」ニ改める。

第百四十四条ノ二第二項を削る。

第百四十五条第一項中「千円」を「五万円」に改め、同項第二号中「訴ノ提起」を「訴ノ提起、第五十七条第二項ニ於テ準用スル商法第二百二十八条第二項ニ定ムル訴訟参加」に、「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株主若ハ十分ノ一以上ノ社員ノ権利ノ行使」を「発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株主若ハ百分ノ三以上ノ社員ノ権利ノ行使」に改める。

第百四十八条中「千円」を「五万円」に改める。

第百四十九条及第百五十条を次のように改める。

第百四十九条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者が其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第百三十八条又ハ第百四十四条ノ二ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ノ当該違反行為ヲ防止スル為其ノ業務ニ付相当ノ注意及監督ヲ盡サレタルコトノ証明アリタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此ノ限ニ任ラズ

第百五十条 削除

第百五十二条中「、第百七十条第一項若八第百七十二條第一項」を「若八第百七十条第一項」に、「五千円」を「三十万円」に改め、同条第九号中「閲覧」を「閲覧若ハ謄写」に改め、同条第十三号中「監査書」を削り、「商法第三十二条第一項ノ綴箋」の下に「第之十七條若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を加え、同条第十四号中「、第九十一條」を削り、「商法第百八十二條第一項」の下に「若ハ第百九十三條ノ五第一項」を加える。

第百五十二條ノ二中「千円」を「五万円」に改める。

第百五十三條中「五千円」を「三十万円」に改める。

第百五十四條及第百五十五條中「千円」を「五万円」に改める。

附則

この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）施

行の日から施行する。但し、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この附則（附則第五項を除く。）において「新法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の保険業法をいい、附則第五項において「新保険業法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧保険業法」とは、この法律による改正前の保険業法をいう。

3 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にこゝに触する定款の定及び契約の条項は、この法律施行の日から、その効力を失う。

5 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十五年法律第 号）第三条（解散命令）の規定は、相互会社に対する解散命令に、同法第四条（訴の提起等）についての担保）の規定は、相互会社に対する解散命令の請求並びに相互会社の発起人取締役、監査役及び清算人に対する訴並に相互会社の社員総会の決議の取消又 //

は変更及び決議の無効確認の訴の提起について従すべき担保に、同法第五条（株
 式会社の設立）及び第九条（設立に関する責任の免除及び追及）の規定は、相互
 会社の設立に、同法第七条（株式会社の登記）の規定は、相互会社の登記に、同
 法第十条（少数株主の総会招集の請求）の規定は、相互会社の社員総会及び清
 算人に、同法第十五条（監査役による臨時総会の招集）、第十七条第一項から第
 三項まで（総会の決議）及び第十九条（決議取消の訴）の規定は、相互会社の社
 員総会に、同法第二十二條（取締役の行為の責任）及び第二十四條（旧法第二百
 七十二條の請求）の規定は、相互会社の取締役、監査役及び清算人に、同法第
 二十三條（取締役に対する訴及び訴の提起と請求した株主の責任）の規定は、相
 互会社の監査役に、同法第二十一条第一項及び第二項（代表取締役）並びに第
 十五条（附属明細書）の規定は、相互会社の取締役及び清算人に、同法第二十條
 第三項（取締役の任期）及び第二十一条第三項（代表取締役）の規定は、相互会
 社の取締役に、同法第二十二條（一時取締役の職務を行ふべき監査役）及び第

十七条（会社と取締役との間の訴について）の会社代表）の規定は、相互会社の監
 査役及び清算人に、旧法第二十五条（監査役の任期）及び第二十八条（監査役の
 した訴の提起等）の規定は、相互会社の監査役に準用する。この場合において、
 商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、
 本項において読み替へる場合を除く外、それぞれ「新保険業法」又は「旧保険業
 法」と、同法第三条中「旧法第五十八条」とあるのは「旧保険業法第四十二条に
 おいて準用する旧法第五十八条」と、同法第五条中「発起人が株式の総数を引き
 受け、又は株主の募集に着手した場合」とあるのは「基金の総額の引受けがあつた
 場合」と、同法第十五条中「旧法第二百三十五条第二項」とあるのは「旧保険業
 法第五十四条において準用する旧法第二百三十五条第二項」と、同法第十九条中
 「旧法第二百三十七条第一項」とあるのは「旧保険業法第五十三条第一項（旧保
 険業法第七十七条において準用する場合を含む。）」と、「新法第二百二十七条
 第一項」とあるのは「新保険業法第五十三条第一項（新保険業法第七十七条にお
 ける

いて準用する場合を含む。と、同法第十七条第三項中「新法第二百六十四条
 第二項及第二百六十五條第五項」とあるのは「新保険業法第六十條又は第七十七
 條において準用する新法第二百六十五條第五項」と、同法第十九條中「旧法第二
 百四十八條第一項」とあるのは「旧保険業法第五十四條において準用する旧法第
 二百四十八條第一項」と、同法第二十一條第二項中「新法第二百六十一條第二項
 」とあるのは「新保険業法第六十條又は第七十七條において準用する新法第二百
 六十一條第二項」と、同法第二十一條第三項中「旧法第百八十八條第二項第九号
 」とあるのは「旧保険業法第四十條第二項第三号」と、「新法第百八十八條第二
 項第八号」とあるのは「新保険業法第四十條第二項第四号」と、同法第二十三條
 中「旧法第二百六十七條第一項又ハ第八百二十八條第一項」とあるのは「旧保険
 業法第五十七條第一項若しくは第五十八條第一項又ハ第八百二十八條第一項前段」と、
 同法第二十四條中「旧法第二百七十二條」とあるのは「旧保険業法第六十條、第
 六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十二條」と、同法第二十

大条中「旧法第二百七十五條第一項但書、第二項及び第三項」とあるのは「旧保
 険業法第十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十五條第一項但
 書、第二項及び第三項」と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるの
 は「旧保険業法第十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十七條
 第一項及び旧保険業法第五十九條（旧保険業法第七十七條において準用する場
 合を含む。）と、同法第三十五條中「新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新保
 険業法第六十七條又は第七十七條において準用する新法第二百九十三條ノ五第一
 項及び第三項」と読み替えるものとする。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
 る。

ク この法律施行後の行為については旧法第八章の規定を適用する場合には、その規
 定中、「一万円」とあるのは「五十万円」とし、「五千円」とあるのは「三十万
 円」とし、「三万円」とあるのは「二十万円」とし、「千円」とあるのは「五万円」
 とする。

理由

保険業法の実施の経験にみれば、新たに保証保険事業を保険事業として認め、且つ、罰則の強化を図るとともに、商法の一部を改正する法律の施行に伴い、保険業法中の商法の規定の引用に関する部分を改正し、これに伴う所掌の経過措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

*Bill for Partial Amendments to the
Insurance Business Law*

保険業法の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律

保険業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「保険事業」の下に「（売買、雇傭、請負其ノ他ノ契約ニ基ク、

債務ノ履行ニ関シ生ズルコトアルベキ債権者ノ損害ヲ填補スルコトヲ債務者ニ対

シ約シ債務者ヨリ其ノ報酬ヲ收受スル事業ヲ含ム以下同ジ）」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条ノ二 保険事業ヲ営ム株式会社ハ無額面株式ヲ発行スルコトヲ得ス

第三十一条中「第二百八条第一項」を「第二百八条」に改める。

第三十一条第二項中「第七十一条第二項」を削る。

第三十九条第一項中「第一回」を削り、同条第三項中「第二百三十九条第三

項第四項、第二百四十条」を「第二百三十九条第三項第五項、第二百四十条第二

項」に、「及第二百四十七条乃至第二百五十三條」を、「第二百四十七條乃至第

二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條」に改める。

第四十条第二項中第四号及び第五号を次のように改める。

四 代表取締役ノ氏名

五 教人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ

規定

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 第五十七条及商法第二百六十二条第四項ノ規定ハ相互会社ノ発起人

ニ之ヲ準用ス

第四十二条中「第五十七條乃至」を「第五十七條乃至第五十九條」に、「第

百六十六條第二項」を「第百六十六條第三項」に、「第百九十六條」を「第百九

十五條」に改め、同条但書を削る。

第五十三条第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

第五十四条 商法第二百三十條ノ二、第二百三十一條、第二百三十二條第一項第

二項、第二百三十三條、第二百三十四條第一項、第二百三十五條、第二百三十八條、第二百三十九條第一項第三項乃至第五項、第二百四十條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十五條乃至第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條ノ規定ハ相互会社ノ社員總會ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百三十九條第一項中發行済株式ノ総數ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ社員ノ過半数トシ同法第二百四十五條第一項及同法第二百四十七條第一項中第三百四十三條トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トス

第五十五條 削除

第五十五條第一項中「及總會」を「並ニ總會及取締役會」に改め、同條第二項中「附屬」の下に「又ハ謄写」を加える。

第五十七條から第五十二條までを次のように改める。

第五十七條 百分ノ三以上ノ社員ハ会社ニ對シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル

訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

商法第二百六十七條第二項乃至第五項及第二百六十八條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ前項ノ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ニ之ヲ準用ス

第五十八條 削除

第五十九條 削除

第六十條 商法第二百五十四條第一項第三項、第二百五十四條ノ二乃至第二百五十

六條、第二百五十七條第一項第三項第四項、第二百五十八條乃至第二百五十二條、

第二百五十五條乃至第二百五十六條ノ三及第二百五十九條乃至第二百七十二條ノ

規定ハ相互会社ノ取締役ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百五十七條第三項中六月前ヨ

リ引續キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ

百分ノ三以上ノ社員トシ同法第二百六十六條第一項第一号中第二百九十九條第一項

トアルハ之ヲ保險業法第十四條第二項トシ同法第二百六十六條第五項中発行済

株式ノ總數ノ三分ノ二以上ノ多數トアルハ之ヲ社員總數ノ三分ノ二以上ノ多數ト

シテ本條第三項トシ商法第二百六十六條第一項第一号中第二百九十九條第一項トアルハ之ヲ保險業法

シ同法第百七十二条中文月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第六十一条 削除

第六十二条 第五十七条並ニ商法第百五十四条第一項第三項、第百五十五條第三項、第百五十七條第一項第三項第四項、第百五十八條、第百六十六條第三項、第百六十九條ノ三、第百七十九條、第百七十七條及第百七十三條乃至第百七十八條ノ規定ハ相互会社ノ監査役ニ之ヲ準用ス但シ商法第百五十七條第三項中文月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 商法第百八十一条乃至第百八十四条、第百八十五条、第百九十条ノ五第一項第三項及第百九十五条ノ規定ハ相互会社ノ計算ニ之ヲ準用ス前項ニ於テ準用スル商法第百九十三条ノ五第一項ノ附屬明細書ノ記載事項ハ命

令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三條第一項中「第百五條」の下に「、第百八條」を加ふる。

第七十七條を次のように改める。

第七十七條 第五十三條、第五十七條及第五十七條第二項並ニ商法第
 百十文條、第百二十三條乃至第百二十五條、第百二十八條、第百二十九條第二項、
 第百三十一條但書、第百三十四條、第百三十一條、第百三十八條、第百四
 十四條第二項、第百四十七條、第百四十九條、第百五十四條第三項、第
 百五十四條ノ二、第百五十八條乃至第百六十一條ノ二、第百六十五條乃至
 第百六十九條ノ三、第百七十九條乃至第百七十二條、第百七十四條乃至
 第百七十七條、第百七十八條、第百八十二條乃至第百八十四條、第百
 九十三條ノ五第一項第三項、第百四十七條乃至第百四十九條、第百四十九條
 第一項及第百二十七條乃至第百二十九條ノ規定ハ相互会社ノ清算ノ場合ニ之
 ヲ準用ス但シ商法第百四十七條第一項中第百四十三條トアルハ之ヲ保險業法

第百二十四条第二項トシ商法第百二十八条第五項中発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ノ多数トアルハ之ヲ社員総数ノ三分ノ二以上ノ多数トシ同法第百七十二条中文月前ヨリ引續キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第百七十八条但書を次のように改める。

但シ同法第百八十一条第一項及第四百五十二条第一項中文月前ヨリ引續キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

第百八十条に次の一項を加える。

商法第百八十八条ノ二第三号ノ規定ハ保險事業ヲ営ム株式会社ニハ之ヲ適用セズ

第百九十一条を次のように改める。

第百九十一条 削除

第百七条中「第三項」を削る。

第百三十二条第四項中「監査役又ハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ十分ノ一以上ノ社員」を「文日前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主若ハ百分ノ三以上ノ社員」に改める。

第百三十八条中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第百三十九条第一項中「第二百七十条第一項若ハ第二百七十三条第一項」を「若ハ第二百七十条第一項」に、「一万円」を「五十万円」に改め 同条第二項中「第二百七十条第一項若ハ第二百七十二条第一項」を「若ハ第二百七十条第一項」に改める。

第百四十条及ハ第百四十二条中「五千円」を「三十万円」に改める。

第百四十四条第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第百四十四条ノ二第二項を削る。

第百四十五條第一項中「千円」を「五万円」に改め、同條第二号中「前ノ提起」を「訴ノ提起」、第五十七條第二項ニ於テ準用スル商法第二百二十八條第二項ニ定ムル訴訟参加レド、「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株主若ハ十分ノ一以上ノ社員ノ権利ノ行使」を「総行齊株式ノ総數ノ百分ノ三以上ニ当ル株主若ハ百分ノ三以上ノ社員ノ権利ノ行使」に改める。

第百四十八條中「千円」を「五万円」に改める。

第百四十九條及ハ第百五十條を次のように改める。

第百四十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者が其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第百三十八條又ハ第百四十四條ノ二ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ノ当該違反行爲ヲ防止スル爲其ノ業務ニ付相当ノ注意及監督ヲ盡サレタルトキハ其ノ証明アリタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第百五十条 削除

第百五十二条中「、第百七十条第一項若八第百七十二條第一項」を「若八第百七十条第一項」に、「五千円」を「三十万円」に改め、同条第九号中「閲覧」を「閲覧若ハ謄写」に改め、同条第十三号中「監査書」を削り、「商法第三十二條第一項ノ嚴禁、」の下に「第百七十七條若八第七十七條ニ於テ準用スル商法第百九十三條ノ五第一項ノ附屬細書、」を加え、同条第十四号中「、第九十一條」を削り、「商法第百八十二條第一項」の下に「若八第百九十三條ノ五第一項」を加える。

第百五十二條ノ中「千円」を「五万円」に改める。

第百五十三條中「五千円」を「三十万円」に改める。

第百五十四條及第百五十五條中「千円」を「五万円」に改める。

附則

この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）の施行期日

行の日から施行する。但し、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この附則（附則第五項を除く。）において「新法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の保険業法をいい、

附則第五項において「新保険業法」とは、この法律による改正後の保険業法をいい、「旧保険業法」とは、この法律による改正前の保険業法をいう。

3 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にこゝに触する定款の定及び契約の条項は、この法律施行の日から、その効力を失う。

5 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第 号）第三条（解散

命令）の規定は、相互会社に対する解散命令に、同法第四条（訴の提起等）についての担保）の規定は、相互会社に対する解散命令の請求並に相互会社の發起人、取締役、監査役及び清算人に対する訴並に相互会社の社員総会の決議の取消又

は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第五条（株
 式会社の設立）及び第九条（設立に関する責任の免除及び追及）の規定は、相互
 会社の設立に、同法第七条（株式会社の登記）の規定は、相互会社の登記に、同
 法第十条（少数株主の総会召集の請求）の規定は、相互会社の社員総会及び清
 算人に、同法第十五条（監査役による臨時総会の召集）、第十七条第一項から第
 三項まで（総会の決議）及び第十九条（決議取消の訴）の規定は、相互会社の社
 員総会に、同法第二十二條（取締役の行為の責任）及び第二十四條（旧法第二百
 七十二条の請求書）の規定は、相互会社の取締役、監査役及び清算人に、同法第
 二十三條（取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任）の規定は、相
 互会社の監査役に、同法第二十二條第一項及び第二項（代表取締役）並びに第
 十五條（附属明細書）の規定は、相互会社の取締役及び清算人に、同法第二十條
 第二項（取締役の任期）及び第二十一條第三項（代表取締役）の規定は、相互会
 社の取締役、同法第二十二條（一時取締役の職務を行うべき監査役）及び第二

十七条（会社と取締役との間の訴に付ての会社代表）の規定は、相互会社の監
 査役及び清算人に、旧法第二十五条（監査役の任期）及び第二十八条（監査役の
 した訴の提起等）の規定は、相互会社の監査役に準用する。この場合において、
 商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、
 本項において読み替へる場合を除く外、それぞれ「新保険業法」又は「旧保険業
 法」と、同法第三条中「旧法第五十八条」とあるのは「旧保険業法第四十二条に
 おいて準用する旧法第五十八条」と、同法第五条中「発起人が株式の総数を引き
 受け、又は株主の募集に着手した場合」とあるのは「基金の総額の引受けあつた
 場合」と、同法第十五条中「旧法第二百三十五条第二項」とあるのは「旧保険業
 法第五十四条において準用する旧法第二百三十五条第二項」と、同法第十八条中
 「旧法第二百三十七条第一項」とあるのは「旧保険業法第五十三条第一項（旧保
 険業法第七十七条において準用する場合を含む。）」と、「新法第二百三十七條
 第一項」とあるのは「新保険業法第五十三条第一項（新保険業法第七十七條にお
 いて準用する場合を含む。）」である。

いて準用する場合を含む。と、同法第十七条第三項中「新法第二百六十四條
 第二項及第二百六十五條第五項」とあるのは「新保険業法第六十條又は第七十七
 條において準用する新法第二百六十五條第五項」と、同法第十九條中「旧法第二
 百四十八條第一項」とあるのは「旧保険業法第五十四條において準用する旧法第
 二百四十八條第一項」と、同法第二十一條第二項中「新法第二百六十一條第二項
 」とあるのは「新保険業法第六十條又は第七十七條において準用する新法第二百
 六十一條第二項」と、同法第二十一條第三項中「旧法第一百八十八條第二項第九号
 」とあるのは「旧保険業法第四十條第二項第三号」と、「新法第一百八十八條第二
 項第八号」とあるのは「新保険業法第四十條第二項第四号」と、同法第二十三條
 中「旧法第二百六十七條第一項又ハ第八百二十七條第一項」とあるのは「旧保険
 業法第五十七條第一項若しくは第五十八條第一項又ハ第六十一條第一項前段」と、
 同法第二十四條中「旧法第二百七十二條」とあるのは「旧保険業法第六十條、第
 文十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十二條」と、同法第二十

大条中「旧法第二百七十九條第一項但書、第二項及び第三項」とあるのは「旧保
 険業法第十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十九條第一項但
 書、第二項及び第三項」と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるの
 は「旧保険業法第六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十七條
 第一項及び旧保険業法第五十九條（旧保険業法第七十七條において準用する場
 合を含む。）と、同法第三十五條中「新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新保
 険業法第七十七條又は第七十七條において準用する新法第二百九十三條ノ五第一
 項及び第三項」と読み替へるものとする。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
 る。

ク この法律施行後の行為については旧法第八章の規定を適用する場合には、その規
 定中、「一万円」とあるのは「五十万円」とし、「五千円」とあるのは「三十万
 円」とし、「三万円」とあるのは「二十万円」とし、「千円」とあるのは「五万円」
 とする。

理由

保険業法の実施の経験にひんがみ、新たに保証保険事業を保険事業として認め、
且つ、罰則の強化を図るとともに、商法の一部を改正する法律の施行に伴い、保険
業法中の商法の規定の準用に関する部分を改正し、これに伴う所掌の経過措置を講
ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Bill for Partial Amendment to the Prime Ministers Office Establishment law for the adjustment of Councils etc.

華僑会等の処理等のための総理府設置法の一部を改正する法律（案）

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のよ

に改正する。

第十五条第一項の表中

身体障害者製作
品購買委員会

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）
に基づいて身体障害者の製作品の購買の事務につき調査
審議すること。

失業対策委員会

失業及び雇用問題に關する総合的施策に
ついて重要事項を調査審議すること。

改める。

附則

この法律は、公布の日から起行する。

理 由

審議会等の整理のため、身体障害者優待品購買非議会を廃止し、
なお、新たに失業対策審議会を設けする必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

Bill concerning Readjustment of Related Laws in compliance
with the Enactment of the Local Public Service Law

地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に
関する法律案

地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

（地方自治法の一部改正）

第一條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次第二編第六章中「第十一節 書記長及び書記」を「第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」に改める。

第十一條中「公職選挙法」の下に「（昭和二十五年法律第一百号）」を加える。

第九十二條第二項中「有給の職員」を「常勤の職員」に改める。

「第十一節 議会の事務局並びに事務局長、書記長及び書記」を「第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」に改める。

第三百三十八條第三項中「事務局長及び書記」を「事務局長、書記その他の職員」に改める。